

平安時代の古文書(三)：特にその内容について・続

竹内，理三

<https://doi.org/10.15017/2335140>

出版情報：史淵. 57, pp.27-63, 1953-06-05. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



平安時代の古文書 (三)

——特にその内容について・續——

竹 内 理 三

五

東 海 道

常 陸 國

二通 (三三八、三〇一)

郷 橋郷 (鹿島郡か。和名鈔に見えず。鹿島社領) 四通 (三九七、三二二、四〇三、四三六)

莊 小鶴北莊 (茨城郡。最勝金剛院領) 一通 (三〇九) 小鶴南莊 (茨城郡。最勝金剛院領) 一通 (三〇九) 村田莊 (筑

波郡。安樂壽院領) 一通 (三〇七)

鹽 濱 大窪鹽濱 (奥郡。鹿島社領) 三通 (三三三、四〇六、四〇八)

以上、常陸國關係一〇通。中に所見の郷一、莊三、その他一となつてゐる。

東 山 道

近 江 國

七三通 (二、五、三三、二五、二〇、一五、一五、六六、四四、三三、三三、七七、八〇、八四、八七、八四、八五、八六、八五、八六、八六、

二九

飛驒國

二通 (三三六、三四二)

郷 麻生郷 (在郡未詳) 一通 (三四一) 岡本郷 (在郡未詳) 一通 (三四二) 川上郷 (在郡未詳) 一通 (三四三) 得永郷

(在郡未詳) 一通 (三四二) 花里郷 (在郡未詳) 一通 (三四三) 山口郷 (和名鈔に大野郡山口久知あり) 一通 (三四四)

莊 白川莊 (大野郡。近衛家領) 一通 (二六三)

以上、飛驒國に關する文書は四通、その中に所見の郷は六、莊は一となつてゐる。

信濃國

二通 (四〇三、四〇六)

莊 小川莊 (諏訪郡。最勝寺領) 一通 (四〇四) 小谷莊 (更級郡。石清水八幡宮領) 一通 (四〇五) 大野莊 (筑摩郡。

貞觀寺領) 一通 (四〇六) 大宮莊 (在郡未詳) 一通 (四〇七)

以上信濃國關係のもの六通。その中所見の莊四である。

上野國

一八通 (三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六)

莊 笠科莊 (利根郡。安樂壽院領) 一通 (三六七) 新田莊 (新田郡) 一通 (三六八)

其他 世良田 (新田郡) 二通 (三六九、三七〇)

以上、上野國關係の文書二四通。その中所見の莊二、その他一である。

下野國

寺領) 三通 (二卷、三〇、三七三) 高串莊 (坂井郡。東大寺領) 一通 (三七三) 高興莊 (在郡未詳。東寺領) 二通 (三〇、四六) 高島莊 (在郡未詳) 一通 (三四四) 道守莊 (足羽郡。東大寺領) 四通 (三九、三九、三〇、三七三) 椿莊 (在郡未詳) 一通 (三四四) 椿原莊 (丹生郡。東大寺領) 二通 (三九、三七三) 中夾莊 (在郡未詳。醍醐寺領) 一通 (三九) 新住莊 (在郡未詳) 一通 (三四四) 赫島莊 (在郡未詳。東大寺領) 一通 (三〇) 溝江莊 (坂井郡。東大寺領) 一通 (三九、三〇) 山本莊 (今立郡) 一通 (三四四) 鐵莊 (足羽郡。東大寺領) 三通 (三九、三九、三〇) 保・村 小榛村 (坂井郡) 一通 (三三) 高串村 (坂井郡) 一通 (三三) 椿原村 (丹生郡) 一通 (三三) 道田保 (在郡未詳。石清水八幡宮領) 一通 (三九〇) 川北品田 (在郡未詳) 一通 (三九九)

加賀國

六通 (七一、二九七、三三七、三三九、四〇、四六) 板津莊 (能美郡) 一通 (三九) 熊坂莊 (江沼郡。池大納言家領) 一通 (四〇三) 高羽莊 (在郡未詳。醍醐寺領) 一通 (三九) 得藏莊 (江沼郡。醍醐寺領) 四通 (七一、四二、四三、三〇四) 幡生莊 (能美郡。東大寺領) 三通 (三九、三〇、三七三) 治田莊 (在郡未詳。醍醐寺領) 一通 (三九) 横江莊 (石川郡。東大寺領) 二通 (四、三〇) 保・村 石内保 (在郡未詳) 一通 (三六) 得藏保 (江沼郡) 二通 (三九、三七) 幡生村 (在郡未詳) 一通 (三三) 以上加賀國關係の文書一九通。その中に所見の莊は七、保は二、村一である。

能登國

五通 (四九、一四〇、一四一、一四二、一六二) 若山莊 (珠州郡。最勝金剛院領) 一通 (三〇九)

保 惠會飯川保 (能登郡。石清水八幡宮領) 一通 (二六〇) 方上保 (在郡未詳) 一通 (二六〇) 一青保 (能登郡。石清水八幡宮領) 一通 (二六〇) 菅原保 (羽咋郡) 一通 (七二〇)

以上能登國に關する文書九通。その中に所見の莊一、保四である。

越 中 國

一五通 (二、一五、二〇、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

鄉 阿努郷 (和名鈔に射水郡阿努あり、東大寺封戸郷) 一通 (二五九) 志摩郷 (和名鈔に新川郡志麻あり。東大寺封戸郷) 一通 (二五九) 古江郷 (和名鈔に射水郡古江布留あり。東大寺封戸郷) 一通 (二五九) 山田郷 (在郡未詳) 一通 (二五九)

一通 (二五九)

莊 阿努莊 (射水郡。近衛家領) 一通 (二五九) 井山莊 (礪波郡。東大寺領) 三通 (二五九、二六〇、二六一) 石栗莊 (礪波郡。東大寺領) 五通 (二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三) 大荊莊 (新川郡。東大寺領) 五通 (二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三) 杵名蛭莊 (礪波郡。東大寺領) 一通 (二六〇) 鹿田莊 (射水郡。東大寺領) 四通 (二五九、二六〇、二六一、二六二) 須賀莊 (須賀郷ともある。射水郡。東大寺領) 五通 (二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三) 鳴戸莊 (成戸郷ともある。射水郡。東大寺領) 一通 (二六〇) 榎田莊 (射水郡。東大寺領) 四通 (二五九、二六〇、二六一、二六二)

保・村・其他 伊加流伎野 (狩城郷と同地。東大寺領) 一通 (二六三) 須加村 (須賀郷と同地。東大寺領) 一通 (二六三) 鳴戸野 (鳴戸郷と同地。東大寺領) 一通 (二六三) 塙生保 (礪波郡) 一通 (二六〇) 文部村 (文部郷と同地。東大寺領) 一通 (二六三) 地田村 (地田郷と同地。東大寺領) 一通 (二六三)

以上越中國に關する文書二七通。その中に所見の郷四、莊二一、保一、村三、其他二となつてゐる。

越後國

二〇通 (四五、一八、五九、五〇、五三、五九、九〇、九二、九六、二〇八、二三五、二五三、二六〇、二六〇、二九〇、二九三、三五九、三〇九、三四、四三五)

郷 五十公郷 (和名鈔に頸城郡五公^{以木}あり。東大寺封戸郷) 一通 (三九) 加治郷 (和名鈔に沼垂郡加地^加あり) 一

通 (二五〇) 中野郷 (在郡未詳) 一通 (二六〇)

莊 石井莊 (頸城郡。東大寺領) 一〇通 (五、五〇、五九、八五、八九、三九、三九六、三九七、四〇六、六六五) 大嶋莊 (古志郡。

新陽明門院領) 一通 (七五) 加地莊 (沼垂郡。東大寺領) 三通 (二五、五七、五八) 小泉莊 (磐船郡。右大臣

藤原宗忠家領) 二通 (九〇、三六三) 紙屋莊 (蒲原郡。新陽明門院領) 一通 (三九) しらかは莊 (沼垂郡。最勝

金剛院領) 一通 (五九) 土井莊 (古志郡。東大寺領) 六通 (四、五〇、三九八、三九七、四〇六、六六五) 豊田莊 (沼垂

郡。平等院領) 四通 (二三、四〇六、四〇八、五二) 吉田莊 (頸城郡。東大寺領) 二通 (五、五〇) 眞沼田莊 (頸城

郡。東大寺領) 二通 (五、五〇)

保 高田保 (在郡未詳) 一通 (三四)

以上、越後國に關する文書四〇通。その中に所見の郷三、莊一〇、保一である。

山陰道

丹波國

一六通 (七、三七、三九、四九、六三、七五、七五、二九二、二三八、二六六、四四五、四九六、四九六、二五〇、一八六、三五、三七、三五、二七五、二八六、三〇六、三三五、四〇九、四一〇、四二四、四二七)

郷 宇都郷 (桑田郡。或は有頭郷と同じか。神護寺領) 一通 (四五〇) 有頭郷 (和名鈔に桑田郡有頭あり) 一通

(二三四) 河内郷 (和名鈔に多紀郡河内郷あり) 二通 (七、一八〇) 佐伯郷 (和名鈔に桑田郡佐伯あり) 一通

(三六三) 宗我部郷 (和名鈔に天田郡宗部あり) 一通 (四〇四)

莊 吾雀莊 (何鹿郡。新熊野社領) 一通 (三九〇) 櫟原莊 (多紀郡) 一通 (七四四) 今林莊 (在郡未詳。皇太后宮領)

一通 (四七〇) 因柄生莊 (多紀郡。新樂師寺領) 一通 (三〇〇) 宇部莊 (在郡未詳。神護寺領) 二通 (四〇元、四〇〇)

菴我莊 (天田郡) 一通 (三五四) 小野原莊 (多紀郡。住吉社領) 一通 (七三三) 小原莊 (多紀郡) 一通 (七四四) 大

潭莊 (在郡未詳) 一通 (四九) 大山莊 (多紀郡。東寺領) 五一通 (三四、三五、三九、三三、三四、四三、四七、五五、五九、

四六、四八、四九、四〇、四三、五八、五三、七、三三、三三、四八、一四八、一四三、一四〇、一四七、一四七、一四九、一四六、一四六、一四九、

一四六、一五八、一六五元、一七六、一七六、一八六、一八七、一八〇、一八九、一八四、一八五、一八五、一八五、一八五、一八五、一八五、一八五、

三六、三七五) 刑部莊 (船井郡。某寺領) 一通 (三七七) かやの山うち莊 (在郡未詳。最勝金剛院領) 一通 (三八元)

賀舍莊 (桑田郡。皇太后宮領) 一通 (四〇〇) 辛鍛冶莊 (桑田郡。貞觀寺領) 一通 (七〇) 私市莊 (何鹿郡。賀

茂末社四條坊門別宮領) 一通 (四二二) 小殿莊 (在郡未詳。某寺領) 一通 (三七七) 志津彌莊 (船井郡。八幡宮寺

領) 一通 (七三三) 質美莊 (船井郡。八幡宮寺領。志津彌莊と同じか) 一通 (五〇〇) 志萬莊 (何鹿郡。新熊野社

領) 一通 (三九三) 下水原莊 (多紀郡。新樂師寺領) 一通 (三〇元) 後河莊 (多紀郡。東大寺領) 一五通 (三九、

三六、七三、七四、七五、八五、八六、八五、三九、三七三、三六、三六、三六、田中莊 (水上郡。某寺領) 一通

(三七七) 多紀莊 (多紀郡。歡喜光院領) 一通 (三四三) 新屋莊 (水上郡。内大臣藤原宗能家領) 一通 (三三三) 野間

莊 (多紀郡。某寺領) 一通 (三七七) 布佐比莊 (水上郡。東大寺領) 一通 (三六〇) 松尾社莊 (天田郡。松尾社領)

一通 (三五六) 宮田莊 (多紀郡。近衛家領) 八通 (三六、三七、三六、三六、三七、二九四、三三三、三三三、六人部莊 (天

田郡。池大納言家領）一通（四三六） 矢田莊（桑田郡。某寺領）一通（三七） 山國莊（桑田郡。某寺領）一通

（三七） 吉富莊（桑田郡。神護寺領）一通（四〇五〇）

園・牧 葛野牧（氷上郡。寶莊嚴院領）一通（二九元） 質美園（船井郡。石清水八幡宮領）一通（五〇三） 安田園（氷

上郡。石清水八幡宮寺領）一通（一〇七）

保・村・其他 天田河（天田郡。松尾社領）一通（三九四） 小幡位田（何鹿郡。最勝金剛院領）一通（三〇九） 三條院

勅旨田（天田郡。證菩提院領）一通（三五六） 波々伯部保（多紀郡。感神院領）一通（三六三） 波々伯部村（多紀

郡）五通（三七、二六四、三七三、三六六、三四五） 米光保（多紀郡）二通（四四、二五八）

以上丹波國の文書は一二六通。この中に所見の郷は五、莊は三二、園は二、牧一、保二、村一、其他三となつてゐる。

丹後國

五通（二五、二五五、二六六、二七五、二五九）

郷 田邊郷（和名鈔に加佐郡田造あり、田造は田邊の誤か）二通（四〇九、四二〇）

莊 大内莊（加佐郡。八條院女房領）一通（四三三） 佐野莊（熊野郡。石清水八幡宮寺領）一通（二五三） 志樂莊（加

佐郡。寶莊嚴院領）一通（二五元） 平莊（與謝郡。石清水八幡宮寺領）一通（二五三）

以上丹後國の文書は一〇通。その中に所見の郷一、莊四である。

但馬國

二通（八七、二七七）

郷 溫泉郷（和名鈔に二方郡溫泉あり）五通（三三九、三六、三三三、三七、四〇四） 輕部郷（和名鈔に養父郡輕部あり）

一通（二九三）

莊 伊田莊（朝來郡） 一通（元三） としてむ莊（在郡未詳。最勝金剛院領） 一通（元七） 菅莊（出石郡。石清水八

幡宮領） 一通（元三） たち莊（朝來郡。最勝金剛院領） 一通（元九） 但馬國莊（在郡未詳。河内觀心寺領）

一通（元七） 八太莊（二方郡。新熊野社領） 一通（元三） 二方莊（二方郡。新熊野社領） 一通（元三） 山口莊

（朝來郡。池大納言家領） 一通（四二七）

村 木村（二方郡溫泉郷。蓮華王院領） 一通（三七九） 竹田村（二方郡溫泉郷。蓮華王院領） 一通（三七九）

以上、但馬國關係の文書一三通。その中に所見の郷二、莊八、村二となつてゐる。

因幡國

二通（二六三、元三）

莊 因幡國莊（在郡未詳。唐招提寺領） 一通（二〇六） 高庭莊（高草郡。東大寺領） 二〇通（三、七、三、七、五、

一五、一九、二〇、二二、二三、三三、三五、三九、四〇、四一、四三、四三、七三）

以上、因幡國關係の文書二三通。中に所見の莊二である。

伯耆國

七通（二〇四、二七五、二三八、二六三、元三、元六、四八五）

莊 宇多河莊（汗入郡。日吉社領） 一通（三九〇）

以上、伯耆國關係の文書は八通。中に所見の莊一。

出雲國

八通（二四六、五九、二四七、三五八、元三、三三七、三九三、四〇〇）

莊 はやしき莊（出雲郡。最勝金剛院領） 一通（三〇九） 安田莊（能義郡。石清水八幡宮領） 一通（四〇五） 横田莊

(仁多郡。石清水八幡宮領) 一通 (四〇五)

保 石坂保 (意宇郡。石清水八幡宮領) 一通 (四〇五)

以上、出雲國關係の文書一〇通。中に見る莊三、保一。

石見國

四通 (ECH1、EO等、ECH2、ECH3)

鄉 伊甘鄉 (和多鈔に那賀郡伊甘^{伊加}あり) 一通 (四二五) 飯田郷 (在郡未詳) 一通 (四七九) 温泉郷 (和名鈔に邇摩

郡温泉^由あり) 一通 (四七九) 木束郷 (和名鈔に那賀郡杵束^{太都}賀^賀あり) 一通 (四七九) 久利郷 (在郡未詳) 六通

(九二、一〇三、一二五、三三三、三三六、三四九) 小石見郷 (在郡未詳) 二通 (四〇九、四二五) 得屋郷 (在郡未詳) 一通

(四二五) 仁滿郷 (和名鈔に邇摩郡あり) 一通 (三〇五) 西河内郷 (在郡未詳) 一通 (三〇五)

莊 大宅莊 (邇摩郡。最勝金剛院領) 一通 (三六九) 仲野莊 (在郡未詳) 一通 (四二五) 益田莊 (美濃郡) 二通

(四〇九、四二五)

保・別符 阿刀別符 (在郡未詳) 一通 (四七九) 市來別符 (在郡未詳) 一通 (四七九) 大國保 (邇摩郡) 一通 (二九二)

上津毛別符 (美濃郡) 一通 (三〇九) 毛野別符 (在郡未詳) 一通 (四〇九) 鳥居別符 (在郡未詳) 一通 (四三九)

永安別符 (那賀郡) 一通 (四七九) 長田別符 (那賀郡) 一通 (四七九) 疋見別符 (美濃郡) 一通 (四二五) 丸毛別

符 (在郡未詳) 一通 (四七九)

以上、石見國關係の文書は一四通。中に所見の郷九、莊三、保一、別符九ある。別符が多いことは注目すべきである。

山陽道

播磨國

郷

一八通 (三、一五、二〇、五八、六〇、七三、八三、八六、八八、八四、八六、三九、三三、四五、四六)

阿居郷 (神城郡。但、和名鈔に見えず) 一通 (九三) 阿住郷 (神城郡。但、和名鈔に見えず) 一通 (九三) 揖保

郷 (揖西郡。和名鈔に揖保郡揖保^{伊比}あり) 一通 (九〇) 黒田郷 (和名鈔に多可郡黒田あり) 一通 (九〇) 坂越

郷 (和名鈔に赤穂郡坂越あり) 三通 (七、八、九)

莊

安志莊 (安栗郡。賀茂社領) 一通 (四九) 赤穂莊 (赤穂郡。東大寺領) 六通 (三三、三三、三三、三三、三三、三三)

粟生莊 (多可郡。東大寺領) 三通 (五九、五九、五九) 石作莊 (在郡未詳。池大納言家領) 一通 (四〇)

今福莊 (賀古郡。石清水八幡宮寶塔院領) 二通 (三二、三三) 有年莊 (赤穂郡。四條大納言家領) 一通 (三七)

浦上莊 (揖保郡。新熊野社領) 二通 (三六、三六) 大部莊 (賀茂郡。東大寺領) 七通 (六四、三三、三三、三三、三三、三三、三三)

三七、三九、三九) 賀屋莊 (飾磨郡。新熊野社領) 一通 (三三) 片岡莊 (在郡未詳) 一通 (三五) 下端莊 (明

石郡。新熊野社領) 一通 (三三) 田中莊 (明石郡。新熊野社領) 一通 (三三) 多豆島莊 (在郡未詳。石清水八

幡宮寺領) 一通 (五〇) 垂水莊 (明石郡。東大寺領) 四通 (三三、三三、三三、三三) 繼莊 (飾磨郡。石清水八

幡宮領) 二通 (三三、四六) 伯可莊 (在郡未詳。石清水八幡宮領) 一通 (五〇) 林田莊 (揖保郡。賀茂社領)

一通 (四九) 播磨莊 (在郡未詳。東大寺領) 一通 (三三) 龜原莊^{ヒキハラ} (安栗郡。石清水八幡宮領) 一通 (五三) 布

施莊 (揖保郡。池大納言家領) 一通 (四六) 福井莊 (揖保郡。高野山領) 一通 (三九) 船見莊 (佐用郡。石清

水八幡宮領) 一通 (三九、四六) 星田莊 (在郡未詳) 一通 (三〇) 松原莊 (飾磨郡。石清水八幡宮領) 三通

(五〇、三三、四六) 益氣莊 (印南郡。東大寺領) 三通 (三三、三三、三三) 矢野莊 (赤穂郡。美福門院領) 二通

(四三、三三) 吉田莊 (在郡未詳。播磨清水寺領) 一通 (三〇)

厨

三箇厨 (在郡未詳。賀茂社領) 一通 (四九)

備中國

莊 足守莊 (賀夜郡。神護寺領) 一通 (三〇〇) 驛里莊 (小田郡。安樂壽院領) 一通 (二九六) 生石莊 (賀夜郡) 一通 (三〇〇) 佐方莊 (淺口郡。新熊野社領) 一通 (元〇三) 田上本莊 (在郡未詳。石清水八幡宮領) 二通 (三二二、三〇二) 多氣莊 (賀夜郡。新熊野社領) 一通 (三〇三) 萬壽西莊 (都宇郡。新熊野社領) 一通 (元〇三) 萬壽本莊 (都宇郡。新熊野社領) 一通 (元〇三) 萬壽東莊 (都宇郡。新熊野社領) 一通 (元〇三) 保 多氣保 (賀夜郡) 一通 (二五九) 吉河保 (賀夜郡) 二通 (二九三、四〇五)

以上備中國に關する文書七通で、中に所見の莊は九、保二である。郷は一もなし。

備後國

郷 太田郷 (和名鈔に世羅郡大田あり) 二通 (三〇六、三二〇) 桑原郷 (和名鈔に世羅郡桑原あり) 一通 (三〇六) 斗張郷 (和名鈔に世羅郡柄張あり) 二通 (三二〇、三二五)

莊 太田莊 (世羅郡。高野山領) 七通 (三〇九、三三三、三三九、四〇七、四〇九、四三三、四三九) 神村莊 (御調郡。石清水八幡宮領) 二通 (三二一、三二二) 津口莊 (世羅郡。寶莊嚴院領) 一通 (三九元) 坪生莊 (深津郡。最勝金剛院領) 一通 (三六元) 深津莊 (深津郡。貞觀寺領) 一通 (二六七) 藁江莊 (沼隈郡。石清水八幡宮領) 二通 (三二一、元〇三)

保・村・條 宇賀村 (世羅郡桑原郷) 一通 (三三〇) 尾道村 (御調郡) 五通 (四〇七、四三〇、四三三、四三九、四四六) 梶原保 (在郡未詳) 一通 (三九〇) 戸張保 (世羅郡) 三通 (三三九、四〇九、四三三) 御調南條 (御調郡) 一通 (四三二)

以上、備後國に關する文書一七通。中に所見の郷三、莊六、保二、村二、其他一。

安藝國

四一通 (四〇一、四〇四、四〇九、二二九、二七九、三二七、三三六、三六〇、三六二、三六八、三九八、四一七、四二九、四三三、四三七、

以上長門國關係の文書六。その中に所見の莊は四である。

南海道

紀伊國

四三通 (二、二六、一八五、三〇七、三三、三六七、四四、五二、五六、六二、六四、九六、二八、二九、一三六、一六七、一六八、一八五、二〇四、
三三、三六、三八、四四、五三、五九、六〇、六三、六四、六五、六六、六八、七〇、七二、七三、七四、七五、七六、七八、七九、八〇、八二、八三、八四、八五、八六、
毛四、毛五、四九)

鄉 阿手河郷 (在田郡。和名鈔に見えず) 二通 (四九、五〇) 毛無原郷 (伊都郡か。和名鈔に見えず。高野山領) 一通

(四六) 志賀郷 (伊都郡。和名鈔に見えず。高野山領) 三通 (四六、五五、五八) 重野郷 (名草郡。和名鈔に見え

ず) 二通 (毛六、毛七) 澁田郷 (伊都郡。和名鈔に見えず。根來寺領) 一通 (五七) 高津郷 (在郡未詳) 三

通 (六、六九、六五) 長谷郷 (伊都郡。和名鈔に見えず。高野山領) 一通 (五八) 眞川郷 (和名鈔に名草郡眞川あり)

一通 (三三) 山前郷 (山崎郷ともある。和名鈔に那賀郡山崎あり) 三通 (六、三〇、三八) 山東郷 (名草郡三上

野院) 一通 (三三) 無毛原郷 (在郡未詳。仁和寺領) 一通 (三六)

莊 阿氏川莊 (在田郡。高野山領) 六通 (三六、三〇、三三、四四、四五、四六) 秋名莊 (那賀郡。某寺領) 一通

(二六) 東屋莊 (在郡未詳。大和榮山寺領) 一通 (三六) 荒河莊 (那賀郡。高野山領) 二四通 (三六、元四、

元五、元六、元七、元八、元九、三〇、三三、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、

毛三、毛四、毛五) 伊都野莊 (伊都郡。石清水八幡宮領) 二通 (五〇、元〇) 生馬堅田莊 (牟婁郡) 一通 (毛四)

石垣莊 (在田郡。平惟仲領) 二通 (四九、四四) 石垣上莊 (在田郡。白川喜多院領) 三通 (三六、三三、四九) 石垣

下莊 (在田郡。白川喜多院領) 二通 (三六、三三) 石手莊 (那賀郡。根來寺領) 八通 (三八、三六、三七、三七、

園 衣奈園（海部郡。石清水八幡宮領） 二通（一〇六、二九三） 鞆浦園（在郡未詳。石清水八幡宮領） 一通（二〇七）
厨 木本厨（海部郡） 二通（四九六、五〇五）

保・村・其他 石手村（那賀郡。河南院） 六通（一〇〇、二〇六、二〇五、三三三、三三三、三三三） 市保（那賀郡。大藏省便補保）
一通（三三五） 市村（那賀郡。市保と同じか） 一通（三三〇） 宇治保（名草郡） 一通（二〇七） 岡田村（名草郡三
上院） 一通（一〇七） 賀田村（海部郡。東大寺領） 一通（二五九） 河北院（那賀郡） 一通（二五五） 河北村（海部
郡相賀莊） 一通（二〇〇） 河南院（那賀郡） 三通（二〇〇、二〇六、三三〇） 鎌垣村（在郡未詳。粉河寺領） 一通
（三三五） 官省符（伊都郡。高野山領） 一通（二〇四） 狛村（那賀郡山前郷） 一通（二〇） 酒部村（名草郡眞川郷）
一通（三三） 勢田村（名草郡三上院） 一通（一〇七） 多太村（名草郡三上院） 一通（一〇七） 名古曾村（在郡未
詳） 一通（二〇三） 名手村（那賀郡河北院。高野山領） 一通（二五五） 名陵村（那賀郡河南院。大傳法院領） 二
通（三三〇、三三六） 野田原村（那賀郡荒河莊） 一通（四四四） 萩原村（那賀郡山前郷） 一通（二〇） 畠井村（那賀
郡山前郷。大傳法院領） 二通（三三〇、三三六） 露道關（在郡未詳） 一通（四四四） 本渡村（名草郡三上院） 一通
（一〇七） 眞川保（名草郡） 二通（三三七、三三九） 三上院（名草郡） 五通（一〇五、三三三、三三六、二〇三、三三〇） 三上野院
（名草郡） 二通（三三三、三三七） 山田保（伊都郡。東大寺便補保） 一通（三三七）

以上、紀伊國に關する文書二四一通、中に所見の郷は一一、莊は四〇、園は二、厨は一、保は四、村は一七、院四、他
一となつてゐる。

淡路國

莊 志筑莊（津名郡。新熊野社領） 一通（三三三） 菅原莊（津名郡。安樂壽院領） 一通（四七七） 炬口莊（津名郡。石
清水八幡宮領） 二通（五〇三、四八五） 鳥養莊（津名郡。石清水八幡宮領） 一通（四八五） 牧石莊（津名郡。石清水

院領) 一通 (四七) 牟禮莊 (三木郡。石清水八幡宮領) 一通 (二九〇) 山本莊 (刈田郡。新熊野社領) 一通 (三三三)

保 金倉保 (那珂郡。東大寺便補保) 三通 (二六六、二六七、二六八) 原保 (在郡未詳。東大寺便補保) 四通 (二六六、二六七、二六八、二六九)

以上讃岐國に關する文書五七通。中に所見の郷が四、莊が七、保が二である。

伊豫國

七通 (二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一)

郷 吾川郷 (和名鈔に伊豫郡吾川^{和加あり}) 一通 (二七六) 味酒郷 (和名鈔に溫泉郡味酒^{萬左あり}) 一通 (二九〇)

莊 苧津莊 (伊豫郡。貞觀寺領) 一通 (二六七) 玉生莊 (伊豫郡。石清水八幡宮領) 二通 (二七二、二七三) 豐村莊 (宇

摩郡。法勝院領) 一通 (二七四) 新井莊 (新居莊に同じ。東大寺領) 一通 (三三三) 新居莊 (新居郡。東大寺領)

三通 (二六五、二六六、二六七) 山崎莊 (伊豫郡吾川郷) 一通 (二七六) 弓削島莊 (越智郡。東寺領) 一三通 (二六九、二七〇、二七一)

其他 生名嶋 (在郡未詳。石清水八幡宮領) 一通 (二九〇) 石城嶋 (在郡未詳。石清水八幡宮領) 一通 (二九〇) 佐嶋

(在郡未詳。石清水八幡宮領) 一通 (二九〇) 齋院勅旨 (溫泉郡。日吉社領) 一通 (二六六) 高田勅旨 (在郡未

詳。埴子内親王家領) 一通 (四〇〇) 矢野 (喜多郡。池大納言家領) 一通 (四〇七)

以上、伊豫國に關する文書三三通。中に所見の郷二、莊六、其他六である。

土佐國

四通 (二六五、二六六、二六七、二六八)

連 (四九四、四九五)

黑嶋莊（在郡未詳。

六、(七) 三箇莊 (夜須)

在郡未詳。石清水八幡

中津莊（在那

博多莊（那珂郡。内

2011年11月11日

上座郡か）一通（三五

る。

不詳。皇后宮領）一通

竹野莊（竹野郡）

六、二七、三〇 三渚莊

（三瀝郡。寶莊嚴院領）一通（五元）三原莊（御原郡。池大納言家領）一通（四元）

園 賀駄野蘭（加太野ともある。觀世音寺領） 二通（二六、二七）

以上、筑後國に關する文書一三通。中に所見の郷三、莊六、園一である。

豐前國

二〇通 (二三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

大家郷（和名鈔に下毛郡大家あり） 一通（四九五）
葛原郷（和名鈔に宇佐郡葛原あり） 四通（三三九）

三七三、三九、四〇五 辛島郷（和名鈔に宇佐郡辛島あり。宇佐宮封） 二通（三九、三三） 高家郷（和名鈔に宇佐郡

高家あり。宇佐宮封）一通（四九五）野仲郷（和名鈔に下毛郡野仲あり。宇佐宮封）一通（四九五）封戸郷（和名

鈔に宇佐郡封戸あり。宇佐宮封）一通（四九五）
向野郷（和名鈔に宇佐郡向野あり。宇佐宮封）二通（三三六、四九五）

莊 宇佐莊（宇佐郡） 一通（四九五）
緒方莊（上毛郡） 一通（四九五）
上毛莊（上毛郡。宇佐宮領） 一通（四九五）
下

毛莊（下毛郡。宇佐宮領）一通（四九五）
築城莊（築城郡。宇佐宮領）一通（四九五）
深水莊（下毛郡。宇佐宮領）

一通 (四九五)

別符 江島別符（下毛郡。宇佐宮領）二通（三三、三三）
平田別符（下毛郡。宇佐宮領）一通（四〇五）

以上、豊前國に關係ある文書二九通。中に所見の郷七、莊六、別符二である。

豐
後
國

[illegible]

二六五、二七二、二七五、二七六、二七九、二八六、二八八、二九六、二九五、二九七、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇九、

郷 安岐郷（和名鈔に國埼郡阿岐あり。字佐宮封）一通（四九五） 笠和郷（和名鈔に大分郡笠和あり）一通（三三五）

來繩郷（和名鈔に國埼郡來繩あり。字佐宮封）一通（四九五） 椋野郷（在郡未詳）一通（三三四） 津守郷（和名鈔

に大分郡津守あり）二通（三三三、二六四） 武藏郷（和名鈔に國埼郡武藏あり。字佐宮封）一通（四九五）

莊 臼杵莊（海部郡。最勝金剛院領）一通（三九六） 佐伯莊（海部郡。最勝金剛院領）一通（三九六） 玖珠莊（玖珠

郡。安樂壽院領）一通（四七七） 田染莊（國埼郡。字佐宮領）二通（三七六、四九五） 都甲莊（國埼郡）一通（三七七）

別符 勾別符（大分郡津守郷）二通（三三三、二六四）

以上、豊後國關係の文書三八通。中に所見の郷六、莊四、別符一である。

肥前國

四六通（二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、

三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、

三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、

郷 杵嶋北郷（和名鈔に杵嶋郡杵嶋^{木之}あり）一通（三五四） 杵嶋西郷（杵嶋郡。但和名鈔に見えず）二通（三〇〇、

四〇〇） 松浦西郷（松浦郡。但和名鈔に見えず）一通（三三三） 山田郷（和名鈔に基肄郡山田あり）一通（二九六）

山田東郷（基肄郡。但和名鈔に見えず）一通（三五六）

莊 神崎莊（神崎郡）二通（二五〇、二六六） 中津莊（杵嶋郡。觀世音寺領）四通（一七四、一七五、一七六、一七七） 長島莊

（杵嶋郡）一通（三六四） 松浦莊（松浦郡）二通（三六六、三六七） 興賀莊（佐嘉郡）一通（三六八）

厨 宇野厨（松浦郡）三通（二二〇、二二一、二二二）

村・其他 石志浦（在郡未詳）一通（二九〇） 波田浦（在郡未詳）一通（二九〇） 福面村（杵嶋郡）一通（三三四） 油

山城國 大與度莊 (乙訓郡) 一通 (三六九)

大和國 安和杣 (大和國か。元興寺領) 一通 (三四五) 宇坂莊 (大和國か。高陽院領) 一通 (三七七) 宇禮志莊 (大和國か。興福寺領) 一通 (三六八) 大垣莊 (大和國か) 一通 (三四五) 大槻莊 (高市郡) 一通 (三四七) 紀伊殿莊

(大和國か) 一通 (三六八) 須惠莊 (宇智郡。元興寺領) 一通 (三四五) 立野下莊 (平群郡) 一通 (三三六) 丹生杣 (吉野郡か。元興寺領) 一通 (三四五) 古木莊 (大和國か。興福寺領) 一通 (三九四) 水氷莊 (大和國か。興福寺領) 三通 (三七五、三七六、三九六) 山上莊 (大和國か) 一通 (三六七)

河内國 會賀牧 (志紀郡。醍醐寺領) 一通 (三七七) 高向莊 (錦部郡。安樂壽院領) 一通 (四七七) 福地牧 (志紀郡。醍醐寺領) 一通 (三七七) 福牧 (交野郡) 一通 (三九二)

攝津國 山田莊 (攝津國か) 一通 (三六七)

伊勢國 本田莊 (多氣郡) 一通 (二六八)

尾張國 狩野莊 (山田郡。安樂壽院領) 一通 (三四九)

武藏國 品川郷 (橘樹郡) 一通 (四〇四)

近江國 衣川蘭 (高島郡か) 二通 (五二、五三)

註 所在地は、文書自身の記載と、清水正健氏「莊園志料」の比定に據つた。

六

以上、關係文書のある地名を、文書にあらわれる通數毎に分けてみたのであるが、これを整理して、文書數の順序に表すすれば、次のやうになる。

國名	郷	莊	園	柚	牧	厨	保	村	其他	以上計	文書數	國文書
大和	四	一六						二	八	三五	九先通	五四
伊賀	三	六						三	四	八	四	八
山陰	二	四						二	六	二	四	二
紀伊	一	三						一	五	一	四	一
筑前	一	三						一	三	一	三	一
大宰	一	三						一	三	一	三	一
伊勢	一	三						一	三	一	三	一
近江	一	三						一	三	一	三	一
攝津	一	三						一	三	一	三	一
丹波	一	三						一	三	一	三	一
美濃	一	三						一	三	一	三	一
安藝	一	三						一	三	一	三	一
肥前	一	三						一	三	一	三	一
河内	一	三						一	三	一	三	一
播磨	一	三						一	三	一	三	一
讃岐	一	三						一	三	一	三	一
越前	一	三						一	三	一	三	一
若狹	一	三						一	三	一	三	一
越中	一	三						一	三	一	三	一
若狹	一	三						一	三	一	三	一
越前	一	三						一	三	一	三	一
後	一	三						一	三	一	三	一

加 大 美 和 肥 周 因 下 阿 備 上 遠 越 薩 豐 伊 下 豐 尾

賀 隅 作 泉 後 防 幡 野 波 前 野 江 中 摩 前 豫 總 後 張

二 二 二 二 一 七 四 三 七 二 五 六 二

七 五 六 四 三 二 三 九 二 二 六 三 一 六 六 一 四 八

三

一

一

二

四

一

二

一

一

一

一 六

一 三 一

六

一

三

一

二

一

二

六

一

〇 二 五 三 四 四 二 五 二 三 三 〇 三 六 五 四 一 四 〇 三

九 三 三 三 三 三 三 三 四 四 四 四 七 八 元 三 四 八 元

六 四 八 六 九 五 二 四 九 九 八 四 五 〇 〇 七 八 三 五

陸 甲 三 伯 能 出 丹 常 上 武 駿 土 志 筑 但 日 石 備 相

奥 斐 河 耆 登 雲 後 陸 總 藏 河 佐 摩 後 馬 向 見 後 模

一 一 一 五 七 一 三 二 一 九 三 五

二 五 一 一 三 四 三 一 三 六 二 一 六 八 一 三 六 二

一 一

一 一

四 一 一

四 一 一 一 一 二

三 一 一 一 二

一 一 二 一 九 一

五 二 五 一 五 四 五 四 一 九 〇 四 四 〇 三 四 三 四 九

七 七 七 八 九 〇 〇 〇 〇 〇 〇 二 三 三 三 四 四 七 八

五 五 二 七 五 二 五 二 九 四 七 四 〇 六 二 五 四 〇 三

計	備中	伊豆	信濃	長門	淡路	飛騨	安房	壹岐	對馬
二四二					六				
七六五	九	四	四	六	一	一			
三									
二四									
一八									
二四									
三	二								
一三三								一	
八〇									
一三四	二	〇	四	四	六	七	一	〇	一
一	七	六	六	六	五	四	三	二	一
一	〇	六	二	一	〇	二	一	〇	一

右表によれば、全然關係文書のない國は、隱岐一國である。關係文書の最も多いのは大和國(奈良縣)であり、伊賀(三重縣)・山城(京都府)・紀伊(和歌山縣)・筑前(福岡縣)の順序を示してゐる。二三の例外はあるにしても、文書分布表A類の多いところは、この表においても上位を占めてゐる。文書は結局、發行者の周邊に密に、距離に従つて疎に、といふことを示してゐる。次に、文書にあらわれる地名からいへば(この表では原則として「名」以下は除いてある)、やはり大和が最も多く、それに近江(滋賀縣)・紀伊・伊賀・山城・河内(大阪府)・攝津(大阪府)・丹波(京都府)・安藝(廣島縣)・播磨(兵庫縣)・越前(福井縣)の順序となつてゐる。この順序は、更に、あらわれて来る莊園の數とも、ほぼ一致してゐる。國衙の支配に屬する郷と保とを併せても、莊園の七六五の半ばにも達せぬことは、(ここに統計をとつた文書は、平安時代の文書で、土地に關するものは除くことなく蒐集したものであるから)、平安時代の、少くとも土地や村落に關し

て出された文書は、その殆んど大部分が莊園に關したものであることがわかる。最下段の各國文書數は、上段の分類に入るべき地名を含んでゐないものと（その數は多くない）、郷・莊保等上段の分類に入つてゐる地名を含んでゐても、その國の國衙が發行者或は請取人であるものと併せた文書數である。これを、そのすぐ上段の各國文書總數と比べてみると、どの國も何分の一といふ數を示してゐる。このことは、平安時代の地方政治の一面を示したものとしよう。（この項終）

補 本稿第一回「分布について」の項の一四六京都大學所藏文書のところに次の一條を加ふ。

ホ 東大寺法華堂文書 八通 (四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八)

Documents in the *Heian* 平安 Period (III)

— Especially on their Contents —

(continued)

by R. Takeuchi

In the rest of the districts mentioned already, numbers of the documents of each districts are as follows : *Hitachi* 常陸 10, *Ōmi* 近江 160, *Mino* 美濃 108, *Hida* 飛騨 4, *Shinano* 信濃 6, *Kouzuke* 上野 24, *Shimotsuke* 下野 23, *Mutsu* 陸奥 7, *Wakasa* 若狹 43, *Echizen* 越前 49, *Kaga* 加賀 19, *Noto* 能登 9, *Etchū* 越中 27, *Echigo* 越後 40, *Tamba* 丹波 126, *Tango* 丹後 10, *Tajima* 但島 13, *Inaba* 因幡 23, *Hōki* 伯耆 8, *Izumo* 出雲 10, *Iwami* 石見 14, *Harima* 播磨 57, *Mimasaka* 美作 22, *Bizen* 備前 24, *Bitchū* 備中 7, *Bingo* 備後 17, *Aki* 安藝 106, *Suhō* 周防 23, *Nagato* 長門 6, *Kii* 紀伊 245, *Awaji* 淡路 5, *Awa* 阿波 24, *Sanuki* 讃岐 57, *Iyo* 伊豫 33, *Tosa* 土佐 11, *Chikuzen* 筑前 (including *Dazaifu* 太宰府) 224, *Chikugo* 筑後 13, *Buzen* 豐前 29, *Bungo* 豐後 38, *Hizen* 肥前 68, *Higo* 肥後 23, *Hyūga* 日向 14, *Ōsumi* 大隅 23, *Satsuma* 薩摩 28, *Tsushima* 對馬 1, *Iki* 壹岐 2.

Of the districts mentioned in this and the previous numbers, the abundance of the documents is in the following order: *Yamato* 大和 (*Nara Prefecture* 奈良縣), *Iga* 伊賀, *Yamashiro* 山城, and *Kii* 紀伊. In comparison with the table shown already in this monograph (Cf. The Shien, No. LIV, p. 38), this order corresponds with the order of the distribution of the documents owned by those whose documents are shown in column A of that table.

After all, the documents are converging round the place where those who issued these documents lived. And as for contents, the documents concerning with the estates owned by the lords personally, are most abundant, and documents concerning with the *Go* 郷 and *Ho* 保 which were the administrative unit under the *Ritsu-Ryo* (律令) system, are less than a half of the total number of all the documents.